

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 8 月 14 日（金）第3136号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）	（水産振興課取扱い） 1
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了	（農地整備課取扱い） 2
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い） 2
人 事 委 員 会 規 則	
○委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 3
公 安 委 員 会 告 示	
○風俗営業制限地域の指定の一部改正（※）	（生活安全企画課取扱い） 4
公 安 委 員 会 公 告	
○警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 4
○警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 753 号

南さつま市笠沙町片浦15303番地10 森宝徳及び南さつま市笠沙町片浦15389番地 森幸二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市野間池区域（南さつま市笠沙町片浦谷山，小崎，魚路，山神，野間池，岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業

## 鹿 児 島 県 告 示 第 754 号

南さつま市笠沙町片浦15345番地3 宮内叶及び南さつま市笠沙町片浦15377番地1 宮崎豊からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市野間池区域（南さつま市笠沙町片浦谷山，小崎，魚路，山神，野間池，岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥の地区）

## 2 区分 小型定置漁業及びぶり飼付漁業

## 鹿児島県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）城久地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年 8 月 17 日から同年 9 月 11 日まで
- 3 縦覧場所  
喜界町役場農業振興課

## 鹿児島県告示第756号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）伊美地区の工事は、平成25年 3 月 18 日に完了した。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成27年 8 月 14 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年 8 月 14 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）上荒田開発店舗  
鹿児島市上荒田町39番1号 外2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳俊彦  
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 佐々木勉  
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
その他未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年 3 月 30 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,513平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
敷地東側 112台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 店舗A東側 32台  
第2駐輪場 店舗A北東側 40台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設1 店舗A北西側 27平方メートル  
荷さばき施設2 店舗B西側 63平方メートル  
荷さばき施設3 店舗A北東側 23平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設1 店舗A北西側 16立方メートル  
廃棄物等保管施設2 店舗B西側 2立方メートル  
廃棄物等保管施設3 店舗C西側 2立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア マックスバリュ九州株式会社  
24時間営業  
イ その他未定  
㍿ 開店時刻 午前9時  
㍿ 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北東側及び南東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで  
荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで  
荷さばき施設3 24時間

7 届出年月日

平成27年 7 月 29 日

## 人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第2号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「課長 行政改革推進室長」を「課長 指宿港海岸整備室長 行政改革推進室長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表垂水市の部本庁の款市長部局の項中「秘書広報係長 職員係長」を「人事行政係長 秘書広報係長」に改め、同表曾於市の部出先機関の款総合支所の項中「総合支所」を「支所」に改め、同表いちき串木野市の部本庁の款市長部局の項中「課長 生活環境課参事」を「課長」に改め、同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「会計管理者 部長」を「会計管理者」に、「知覧特攻平和会館館長」を「知覧特攻平和会館長」に改め、同款教育委員会事

務局の項中「教育長 部長」を「教育長」に改め、同部出先機関の款支所の項中「支所長 支所次長 課長」を「支所長」に改め、同表湧水町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事管理担当の者に限る。）」に改め、同表錦江町の部本庁の款町長部局の項中「総務管理監 課長」を「課長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部出先機関の款養護老人ホームの項を削り、同表肝付町の部本庁の款町長部局の項中「課長 農業公社設立準備室長」を「課長」に改め、同表南種子町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表天城町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表肝付東部衛生処理組合の部を削り、同表に次のように加える。

南大隅衛生 管理組合			事務局長
---------------	--	--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第82号

平成11年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第10号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

表日置警察署の項中「伊集院町徳重」の次に「，伊集院町徳重一丁目，伊集院町徳重二丁目，伊集院町徳重三丁目」を，「伊集院町猪鹿倉」の次に「，伊集院町猪鹿倉一丁目」を加える。

## 公安委員会公告

### 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で，次のとおり実施する。

平成27年 8 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

#### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

#### 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

##### (1) 実施日時

ア 空港保安警備業務 1 級

平成27年11月19日（木）午前9時から午後5時まで

イ 空港保安警備業務 2 級

平成27年11月18日（水）午前9時から午後5時まで

ただし，いずれの検定も，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。

##### (2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

##### (3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，受付先着順とする。）

#### 3 検定の受検資格

##### (1) 空港保安警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 空港保安警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成27年9月29日（火）から同年10月9日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

(ア) 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月

日を記入したもの) 2 葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通
- (オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)の ア に該当する場合に限る。) 1 通
- (カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)の イ に該当する場合に限る。) 1 通

イ 空港保安警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円 (16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線 3032・3033)

.....

警備業交通誘導警備業務 2 級検定実施公告

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成 27 年 8 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成27年11月14日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

- (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 受検定員  
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成27年9月15日（火）から同月25日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料  
14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
  - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- 
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
  - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）